



令和8年度 鹿角市省エネ照明器具更新支援補助金

1 事業概要

・エネルギー等の物価高騰に対応するため、市内事業者による省エネルギー照明器具への更新を促進することで、エネルギーの効率的な利用及び光熱費の負担軽減を図るほか、合わせて温室効果ガス排出削減を図り脱炭素社会の実現を推進します。

2 事業期間

・要綱施行の日～令和9年3月12日（金）

3 申請の期限

【申請期限】 令和9年1月29日（金）

【実績報告期限】 ① 事業が完了した日から起算して1カ月を経過した日
② 令和9年3月12日（金）

※ ①、②のいずれか早い日までに報告してください。

※ 実施前に申請し、交付決定を受けてから着手してください。

※ 期限までに実績報告の提出がない場合は、補助金の交付はできません。

(1)先着順です。
(2)予算がなくなり次第終了します。必ず事前にご相談ください。

4 補助対象者

- ・鹿角市内に事業所を有する事業者（暴力団関係事業者、性風俗営業を営む者を除く）
- ・設備の更新等について、他補助金等を活用していないもの

5 対象となる経費・設備

・鹿角市内にある、事業の用に供する**LED照明器具**で、①設備費、②付帯設備費、③工事費、④撤去費（以下「経費等」）のうち、租税公課（消費税等）及び官公庁に支払う手数料（リサイクルに伴い手数料等）を除いた費用。ただし、次に掲げる項目に該当するものであること。

(1) 更新後の総消費電力が、更新前の総消費電力を上回らないこと。

(2) ランプのみの更新でないこと。

(3) 付帯設備費及び工事費のみとする事業ではないこと。

(4) 更新前の照明器具がLED照明器具である場合は、法定耐用年数を超えていること。

※ 既存照明器具の更新を目的としているため、新規設備導入は対象外です。

※ 住宅・店舗併用の場合は、事業専用割合等で案分し算出した、事業（店舗）の用に供するLED照明器具の更新経費等を対象とします。

※ 割引金額の表示はどの項目に対する割引か不明な場合がありますので、見積書には記載しないでください。

6 補助金額

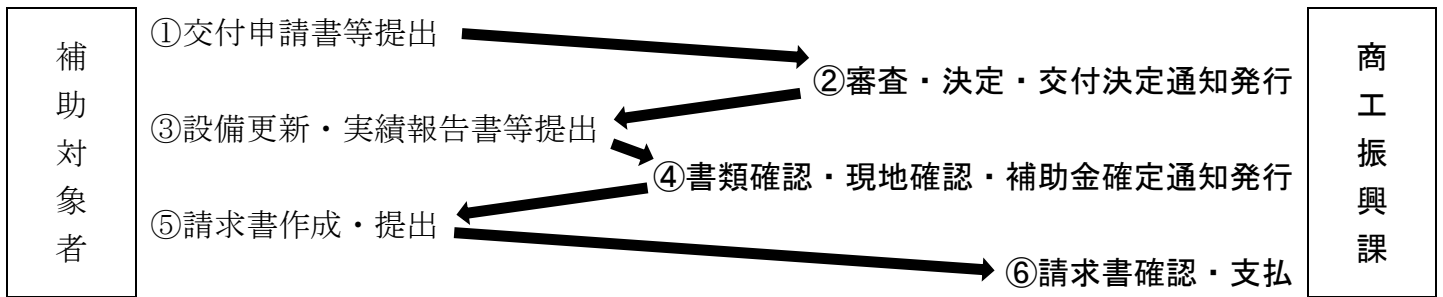
・経費等から特定財源を除いた額の2分の1（1事業者の上限30万円、下限5万円）

※ 1事業者が複数回申請することも可能です（1事業者の上限まで）。

※ 既存照明器具の下取り代金は特定財源となります。

※ 1万円未満の端数は切り捨てます。

7 交付までの流れ



8 提出書類

◇ 申請時（① 交付申請書等提出）

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 照明器具の更新に係る物件の概略図（位置図・立面図には設置箇所を表示してください）
- (5) 経費等を確認できる書類（見積書等）※割引金額の表示は不要です。
- (6) 既存照明器具の規格及び総消費電力が確認できる書類
- (7) 更新照明器具の規格及び総消費電力が確認できる書類
- (8) 既存照明器具の現況写真（全景、形式型番、数量が分かるもの）
- (9) 市税に係る納税証明書（申請の日前3カ月以内に発行されたもの）※滞納税額のない証明
- (10) 事業を営むことがわかる書類（所得税・法人税確定申告書の写し等）
- (11) 所有者の同意書（賃貸事業所及び使用貸借事業所の場合のみ）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

◆ 実績報告時（③ 実績報告書等提出）

- 【1】 事業実績報告書（様式第6号）
- 【2】 補助対象経費の支払が確認できる書類（領収書の写し、内訳の分かる書類等）
- 【3】 完成写真（更新前と更新後の全景、更新後の照明器具の形式型番及び数量が分かるもの）
- 【4】 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

□ 請求時（⑤ 請求書提出）

- 《1》 請求書（様式第8号）

9 お問い合わせ・申請書類提出先

〒018-5292 鹿角市花輪字荒田4-1

鹿角市役所 産業部 商工振興課 ゼロカーボン推進室（市役所2階）

TEL：0186-30-0249 FAX：0186-30-1515

URL：<http://www.city.kazuno.akita.jp> 検索は【鹿角市 省エネ照明】

各種様式は市HPからダウンロードできます。

QRコード

市ホームページ



経済産業省ホームページ
「蛍光灯からLED照明へ」

